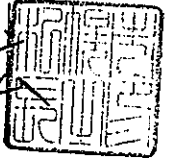


札幌市税規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年5月 22 日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第 31 号

札幌市税規則の一部を改正する規則

札幌市税規則（昭和39年規則第40号）の一部を次のように改正する。

(1) 第36条を次のように改める。

（標識等の様式）

第36条 条例第76条第4項の規定により定める原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識及び標識交付証明書の様式は、次のとおりとする。

(1) 原動機付自転車（特定小型原動機付自転車（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車をいう。以下同じ。）を除く。）及び小型特殊自動車の標識 様式104

(2) 特定小型原動機付自転車の標識 様式104の2

(3) 標識交付証明書 様式105

(2) 様式104を次のように改める。



備考

- 1 材質は、アルミニウム製とする。
- 2 文字の太さは「札幌市」及び「2い」に相当する部分については2 mm、「8701」に相当する部分については5 mmとし、文字及び輪郭の部分は凸体とする。
- 3 地及び文字の色は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 原動機付自転車 次に定めるところによる。
 - ア 条例第71条第1号アに掲げるもの 地は白色、文字は黒色とする。
 - イ 条例第71条第1号イに掲げるもの 地は黄色、文字は黒色とする。
 - ウ 条例第71条第1号ウに掲げるもの 地は桃色、文字は黒色とする。
 - エ 条例第71条第1号エに掲げるもの 地は青色、文字は黒色とする。
 - (2) 小型特殊自動車 地は緑色、文字は黒色とする。
- 4 寸法は、横200 mm、縦100 mmとする。

(3) 様式104の次に次の1様式を加える。

様式104の2



備考

- 1 材質は、アルミニウム製とする。
- 2 文字の太さは「札幌市1」及び「や」に相当する部分については2 mm、「8702」に相当する部分については5 mmとし、文字及び輪郭の部分は凸体とする。
- 3 地は白色、文字は黒色とする。
- 4 寸法は、横100 mm、縦100 mmとする。

(4) 様式105を次のように改める。

標識交付証明書

年 月 日

納税(申告・報告)義務者	所有者	住所又は所在地 〒 □□□□-□□□□	フリガナ氏名又は名称 生年月日	年 月 日	電話番号
	使用者	住所又は所在地 〒 □□□□-□□□□	フリガナ氏名又は名称 生年月日	年 月 日	電話番号
種 別					
原動機付自転車			小型特殊自動車		
<input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (0.09L又は0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 特定原付 (0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 乙 (0.09L又は0.8kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 甲 (0.125L又は1.0kW以下) <input type="checkbox"/> ミニカー			<input type="checkbox"/> 農耕作業用 <input type="checkbox"/> その他 ()		
主たる定置場 ※ ()内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入					
1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ		()			
2.		()			
車 名	型式及び年式	型式及び年式	型式及び年式	型式及び年式	原動機の型式番号
車 台 番 号	型式認定番号	型式認定番号	型式認定番号	型式認定番号	総排気量又は定格出力
長 さ	幅	最高速度	最高速度	最高速度	L kW
cm	cm	km/h	km/h	km/h	km/h

上記のとおり標識を交付したことを証明します。

札幌市長 印

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。